



2020年3月30日

各 位

会社名 塩野義製薬株式会社
代表者名 代表取締役社長 手代木 功
(コード番号 4507 東証第一部)
問合せ先 広報部長 京川吉正
TEL (06) 6209-7885

自己株式の消却に関する変更のお知らせ (会社法第178条の規定に基づく自己株式の消却)

当社は、2019年9月30日開催の取締役会において、会社法第178条の規定に基づき、自己株式の消却を行うことを決議し、その後、今後の資本の機動性を確保することをふまえ、消却に係る事項について、その可否を含めて改めて検討しておりました(参考：[2020年3月9日リリース](#))。このたび、2020年3月30日開催の取締役会において、消却に係る事項の変更について決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 自己株式の消却に係る事項と変更内容

消却に係る事項と変更の内容は下記のとおりです。

| | 変更前 | 変更後(下線は変更内容) |
|---------------|----------------|-----------------------|
| (1) 消却する株式の種類 | 当社普通株式 | 当社普通株式 |
| (2) 消却する株式の総数 | 7,792,500株* | <u>5,200,000株</u> |
| (3) 消却予定日 | 2020年3月13日(予定) | <u>2020年4月6日</u> (予定) |

* 2019年10月1日～2020年2月27日に取得した自己株式の総数

2. 変更理由

2019年9月30日開催の取締役会において、今回の自己株式の取得により、保有自己株式数が発行済株式総数に対して4%を超える割合となる可能性が見込まれたことから、自己株式の取得完了後に、8,350,000株を上限として取得した自己株式の全株式数を消却することを決議いたしました。その後、2020年3月30日開催の取締役会において、中国平安保険(集団)股份有限公司との資本業務提携に関する基本合意書の締結および第三者割当による自己株式の処分について審議した結果、同社子会社を割当予定先とし、当社普通株式6,356,000株の第三者割当を、2020年7月を処分期間(予定)として行うことを決議いたしました。これをふまえ、上記第三者割当後の保有自己株式数を検討し、消却株式数を当初の予定の2/3相当に変更することにいたしました。当社は、今後も市場動向や事業状況の変化を鑑みながら、適切な自己株式の保有水準について適宜検討を行うとともに、資本の機動性を確保しながら企業価値の向上にさらに取り組んでいきたいと考えております。

以上